

## 別添 2 対象事業の位置等

### 別添 2-1 位置又は実施区域

- 1 実施区域 ..... 2- 1
- 2 神奈川県環境影響評価条例による地域区分 ..... 2- 4

### 別添 2-2 位置又は実施区域及び実施区域周辺地域の環境の特性

- 1 社会的状況 ..... 2- 5
- 2 自然的状況 ..... 2-64
- 3 その他の状況 ..... 2-87

### 別添 2-3 環境特性に基づき配慮しようとする内容 ..... 2-95



## 別添 2-1 位置又は実施区域

1	実施区域 .....	2- 1
2	神奈川県環境影響評価条例による地域区分 .....	2- 4



## 別添 2-1 位置又は実施区域

### 1 実施区域

実施区域の位置を、図 2-1-1 及び図 2-1-2 に示す。

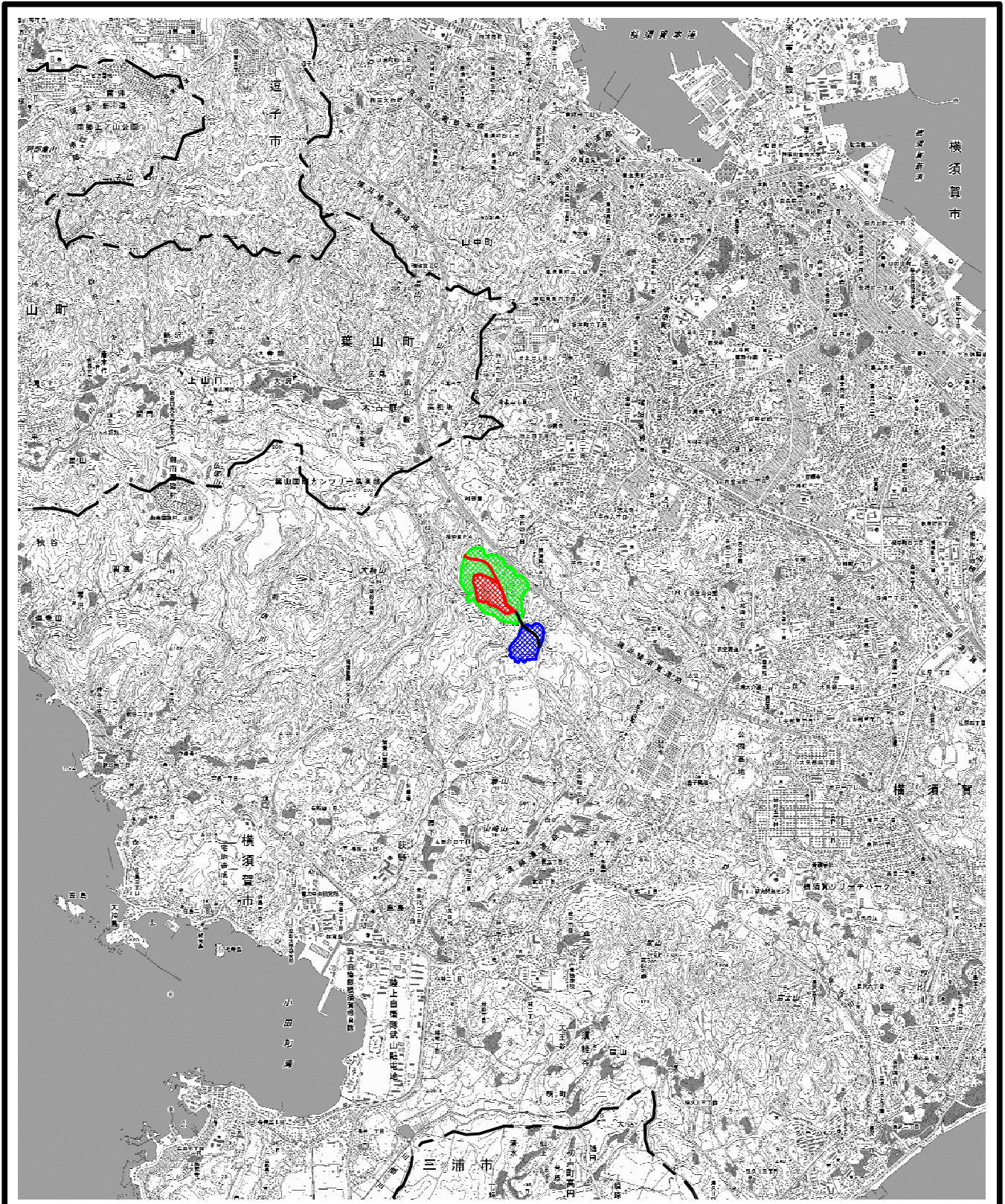
実施区域は神奈川県横須賀市長坂 5 丁目 3878 番地他に位置し、その一部には本市不燃ごみ減容固化施設が立地している。

実施区域の位置する本市は、神奈川県南東部の三浦半島の中心部に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面し、南は三浦市、北西から北にかけては葉山町、逗子市、横浜市に接している。市域は、東西に約 15km、南北に約 16km、面積は 100.71km<sup>2</sup>で東京都心から 50km 圏内にある。

主要部の地形は、標高 100～200m 内外の起伏の多い丘陵地及び山地からなり、広い平地の少ない地形となっている。



図 2-1-1 神奈川県における実施区域の位置



凡 例

- : 廃棄物処理施設  
 (宅地の造成を含む)
- : 宅地の造成  
 (残置森林(最大範囲))
- : 発生土処分場
- : 市町界
- : 新設搬入道路
- : 既設改修道路

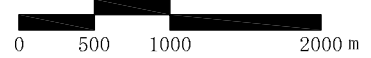
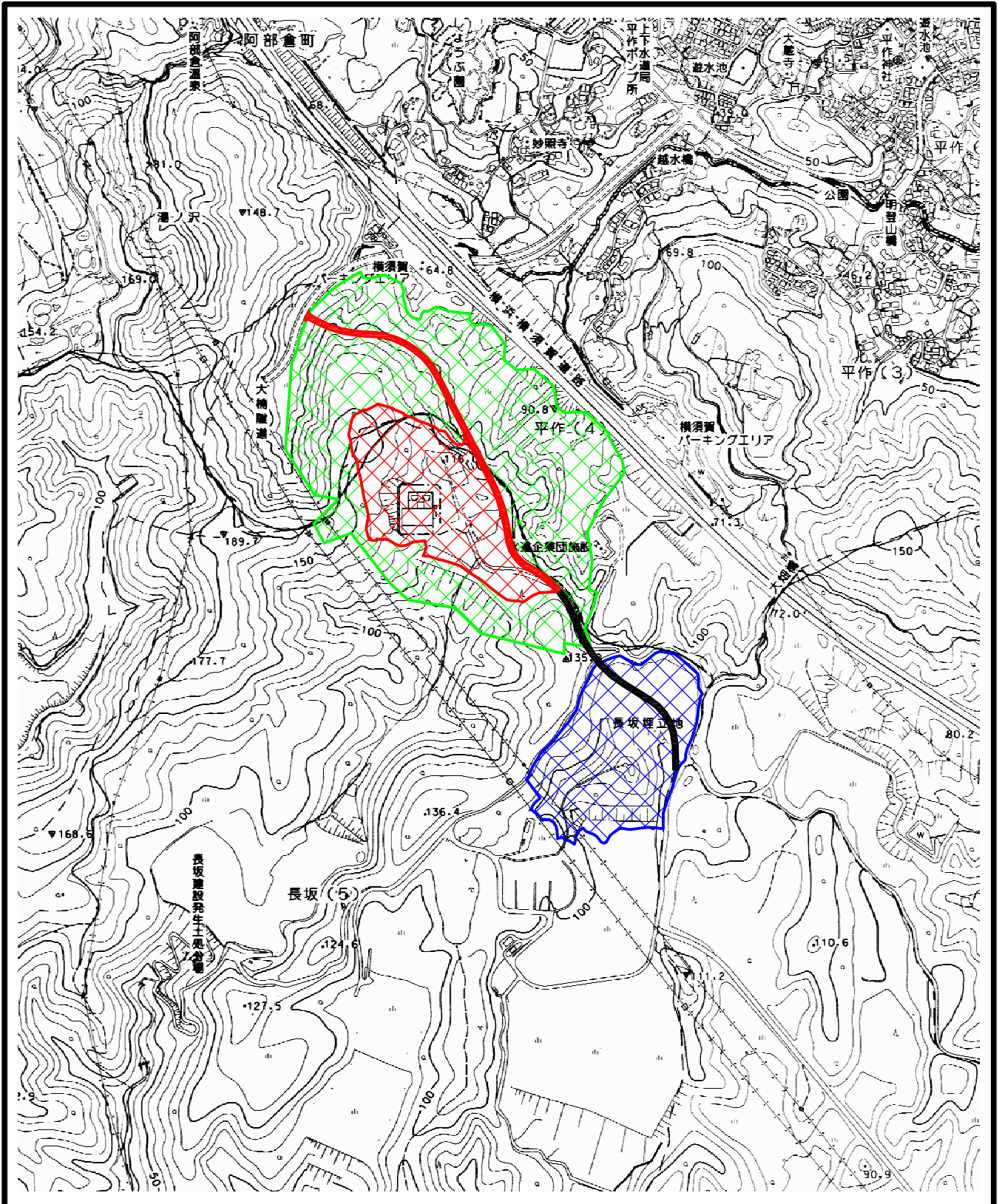


図2-1-2(1/2) 実施区域の位置

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。



凡例

- : 廃棄物処理施設  
 (宅地の造成を含む)
- : 宅地の造成  
 (残置森林(最大範囲))
- : 発生土処分場
- : 新設搬入道路
- : 既設改修道路

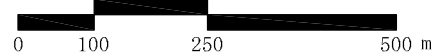


図2-1-2(2/2) 実施区域の位置

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。

## 2 神奈川県環境影響評価条例による地域区分

実施区域は、「神奈川県環境影響評価条例」による地域区分によれば、表 2-2-1 に示すように、「乙地域 近郊緑地保全区域（特別保全地区を除く。）」に区分される。

表 2-2-1 神奈川県環境影響評価条例による地域区分

区 分	指 定 地 域	対象事業の該当
甲地域	1. 国立公園特別地域	—
	2. 国定公園特別地域	—
	3. 県立自然公園特別地域	—
	4. 歴史的風土特別保存地区	—
	5. 自然環境保全地域特別地区	—
	6. 県自然環境保全地域特別地区	—
	7. 近郊緑地特別保全地区	—
乙地域	1. 国立公園普通地域	—
	2. 国定公園普通地域	—
	3. 県立自然公園普通地域	—
	4. 歴史的風土保全区域（特別保存地区を除く。）	—
	5. 自然環境保全地域普通地区	—
	6. 県自然環境保全地域普通地区（特別地区を除く。）	—
	7. 近郊緑地保全区域（特別保全地区を除く。）	○
その他の地域	甲地域及び乙地域以外の地域	—

○：該当地域、—：該当しない地域